

## 平成 28 年 第 2 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 28 年第 2 回東彼杵町議会定例会は、平成 28 年 6 月 13 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	口木 俊二 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	橋村 孝彦 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	堀 進一郎 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川哲文 君
副 町 長	( 不 在 )	建 設 課 長	下野 慶計 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	岡田半二郎 君	町 民 課 長	西坂 孝良 君
農 委 局 長	(岡田 半二郎 君)	財政管財課長	深草 孝俊 君
水 道 課 長	山口大二郎 君	まちづくり課長	松山 昭 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	三根 貞彦 君
会 計 課 長	峯 広美 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	福田 正子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについて  
(東彼杵町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 2 議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて  
(東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 3 議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 8 号))
- 日程第 4 議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 4 号))
- 日程第 5 議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 6 議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 6 号))

- 日程第 7 議案第 45 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 27 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 2 号))
- 日程第 8 議案第 46 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 1 号))
- 日程第 9 議案第 47 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号))
- 日程第 10 議案第 48 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 11 議案第 49 号 負担付き寄附の受納について
- 日程第 12 議案第 50 号 彼杵簡易水道基幹改良事業水道管布設替工事 (法音寺地区その 4)  
請負契約について
- 日程第 13 議案第 51 号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 14 議案第 52 号 東彼杵町且座喫茶条例の制定について
- 日程第 15 議案第 53 号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 54 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について (その 1)
- 日程第 17 議案第 55 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について (その 2)
- 日程第 18 報告第 5 号 専決処分に関する報告について  
(事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 19 報告第 6 号 繰越明許費に関する報告について  
(平成 27 年度東彼杵町一般会計)
- 日程第 20 報告第 7 号 繰越明許費に関する報告について  
(平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計)
- 日程第 21 報告第 8 号 繰越明許費に関する報告について  
(平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計)

## 開 会 (午前 9 時 40 分)

### ○議長 (後城一雄君)

おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第 1 議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについて  
(東彼杵町税条例等の一部を改正する条例)

日程第 2 議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて  
(東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

### ○議長 (後城一雄君)

日程第1、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町税条例等の一部を改正する条例）、日程第2、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。以上2議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

**○町長（渡邊悟君）**

おはようございます。議案第39号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定によって下記事項について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

東彼杵町税条例等の一部を改正する条例。理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、原則として平成28年4月1日から施行されたのに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

主な改正内容は、固定資産税の非課税規定の整備。地方税法で定める固定資産税の特例措置の課税標準等の軽減程度を地方団体が地域の実情に応じて条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）についての改正。段階的に引上げることになっている紙巻きたばこ三級品に対する町たばこ税申告納付手続きに係る読み替え規定の整備をしたものでございます。

次に議案第40号、専決処分の承認を求めることにつきまして（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

専決処分の理由といたしまして、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されたのに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものです。

主な改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額をそれぞれ2万円引きあげ54万円、19万円とする改正。国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額をそれぞれ26万5000円、48万円に引き上げる改正を行ったものであります。詳細につきましては税務課長から説明をさせます。適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。税務課長。

**○議長（後城一雄君）**

町長に代わり税務課長。

**○税務課長（三根貞彦君）**

今回の町税条例等の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたのに伴い、町税条例を同日付けで一部改正し専決処分したものであります。それでは改正条例について説明を加えます。

まず今回の条例改正は、条例本体の改正と、昨年3月に行った税条例等の一部を改正する条例の附則の一部を改正する多段階制となっております。そのために税条例等と、「など」と改正条文の中に入れております。改正内容につきましては、配布しております資料東彼杵町税条例等の改正概要を使って説明いたします。

まず第1条による改正でございます。条例本体を改正した条になります。項番1の第56条、項

番 2 の第 59 条の改正は、法改正によって独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政労働者健康安全機構、福祉が安全と名称が変更されましたので、それに伴い条文の改正及び整理を行ったものでございます。

次に項番 3 は、法改正に伴い条例の条文に項の号ずれが生じたので、その整理を行っております。それから項番 4 は、津波に係る防潮堤等の工作物。項番 5 は、太陽光発電設備。項番 6 は、風力発電設備。項番 7 は、水力発電設備。項番 8 は、地熱発電設備。裏面にいっていただきまして、項番 9 は、バイオマス発電設備。項番 10 は、都市再生特別措置法に規定する誘導施設を有する家屋及び償却資産。以上の 7 資産につきまして、法改正により課税標準の減額を行う期間が延長され、併せてこれまで一律に法で減額割合が定めてあったものを条例で定める。いわゆる、わが町特例とされましたので、新たに割合を規定したものでございます。なお、割合につきましては、参酌すべき標準割合で全て規定いたしております。

次に項番 11、条例附則第 10 条の 3 第 8 項は、平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅の外壁、窓等を断熱効果のある改修工事を行うと翌年の固定資産税額を 3 分の 1 とする規定がございしますが、法改正により、国や地方公共団体から受けた補助金を控除した費用の額が 50 万円を超える改修工事と規定されました。それによりまして、補助金等の書類の添付を新たに規定した改正でございます。

最後に第 2 条による改正でございます。この改正は、昨年 3 月の条例改正の改正附則の一部を改正した条になります。改正内容につきましては、昨年、紙巻きタバコ三級品の税率を段階的に引き上げるための規定を改正附則第 5 条に新設いたしましたけれども、規定に一部不備な箇所等がございましたので今回整備を行うために改正を行っております。

なお、ただいま説明を申し上げました改正全て本年 4 月 1 日に施行させていただきます。

以上で税条例等についての説明を終わります。

引き続きまして国保税条例改正について説明申し上げます。それでは先に配布しております資料、東彼杵町国民健康保険税条例の改正概要をご覧くださいと思います。今回の国保税条例の一部改正は法ではございまして、地方税法の一部を改正する法律の施行を受けまして、地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日に公布されたのに伴いまして、同日付で専決処分を行っております。

まず項番 1 でございますけれども、施行令の改正に併せて課税限度額の引上げを行っております。先ほど町長からもございましたように、国民健康保険税の医療分に係る限度額をこれまでの 52 万円から 54 万円に。後期高齢者支援金に係る限度額を 17 万円から 19 万円に引上げる改正を行っております。これによりまして介護納付金は、課税額は 16 万円に据え置きとなっております。全ての限度額の合計は、85 万円から 89 万円になるということになります。影響額としまして 4 月 1 日でちょっと試算を行っておりますけれども、約 62 万円ほどの増税になるということになります。

次に項番 2 でございます。これも施行令の改正によりまして、低所得世帯の均等割額と世帯平等割額を減額する際の所得基準となる軽減判定所得の算定に用いる金額が、5 割軽減につきましては 26 万円から 26 万 5000 円、2 割軽減につきましては、47 万円から 48 万円に上げられましたので、条例改正を行っております。この改正による影響額につきましては、5 割軽減世帯が 5 世帯増加し、併せまして 2 割軽減世帯が 6 世帯増加いたしております。2 割軽減だった世帯から 5 割軽減世帯に

ちょっと繰り上がりまして、5世帯繰り上がって、軽減がかかってなかった世帯が6世帯新たに増えたというふうなことになりますけれども、税額で36万円ほどの減額になるということになります。

以上、2項目の改正も本年4月1日にもう既に施行させております。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（後城一雄君）

それではこれから一括して質疑を行います。質疑のある方は先に議案番号を告げてからお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようなので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号、議案第40号は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第39号、議案第40号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第39号、専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

### 日程第 3 議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成27年度東彼杵町一般会計補正予算（第8号））

○議長（後城一雄君）

次に日程第 3、議案第 41 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号））を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊悟君）**

議案第 41 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号））でございます。歳入歳出予算額の総額に、それぞれ 6551 万 6000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 52 億 7045 万 4000 円とするものでございます。

補正内容につきましては、今回の補正につきましては、歳出において決算見込みによる繰出金、扶助費などの減額のほか、ふるさとまちづくり応援寄付金及び剰余見込みによる積立金として、ふるさと創生事業基金積立金 3495 万 5000 円、オフトーク通信施設等財政調整基金積立金 6000 万円、下水道事業基金積立金 8000 万円、教育文化施設整備基金 4658 万 4000 円などがございます。

歳入におきましては、扶助費並びに投資的経費等の特定財源を事業実績等により国庫支出金 1418 万 1000 円を減額いたしております。これにつきましては、初日の冒頭お詫びを申し上げましたけれども、事業実績じゃなくて彼杵小学校が改修工事におきまして事務の不手際ということで不祥事を犯しまして約 600 万円が減額の主なものでございます。次に県支出金 1371 万 7000 円の減、町債 800 万円の減。一般財源では、実績による町税 1084 万 2000 円の他、交付額の確定に伴う特別交付税 4410 万 5000 円等を追加計上いたしております。

なお、繰越明許費補正並びに起債事業の事業費確定に伴う地方債補正も併せて行っております。平成 27 年度の最終予算額は、52 億 7045 万 4000 円で対前年比 11.3%、5 億 3482 万 5000 円の増となっております。適正なご承認を賜りますようお願いをいたします。詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。適正なご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

**○議長（後城一雄君）**

町長に代わり財政管財課長。

**○財政管財課長（深草孝俊君）**

補足して説明をいたします。31 ページをお願いいたします。3 歳出、1 款 1 項 1 目、議会費につきましては、各種総会並びに視察研修等の実績によります費用弁償の実績減でございます。38 万円の減。

それから 32 ページにいきまして、2 款 1 項 5 目、財産管理費につきましては、13 節が高速道路歩道橋点検、法定外公共物支障木伐採作業、いずれも実績による減額でございます。25 節が、ふるさと応援寄付金の実績に伴います積立金の追加で 3495 万 5000 円。それから剰余金処分によります庁舎整備基金積立金で 500 万円をそれぞれ計上いたしております。それから 10 目の電子計算費でございます。12 節が、住基ネットのコミュニケーションサーバーの修正回数の減でございます。それから庁舎内イントラシステムの切り分け作業の実績減で併せまして 240 万円の減でございます。それから 11 目地域づくり推進事業費につきましては、19 節が協働のまちづくり交付金事業、それから持家奨励補助金、共に減でございます。△で 547 万 9000 円でございます。14 目のオフトーク通信施設費につきましては、次のページの 25 節、積立金でございます。剰余金処分による積立金で 6000 万円の追加でございます。

飛びまして 36 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費につきましては、28 節

が国民健康保険事業特別会計繰出金が療養給付費の実績減によるもの。それから介護保険事業特別会計繰出金につきましても、介護給付費の実績減に伴うものでございます。それから3目の障害福祉費、20節、扶助費は、更生医療それから福祉医療費の実績減。それから障害者福祉サービスの給付費につきましても東彼杵郡内に3事業所が開設をされましたが、利用者数が見込みを下回ったものでございます。併せまして△で590万円。6目、後期高齢者医療費につきましては、療養給付費の実績による減額でございます。△で700万円。

39ページにいきまして、4款1項2目、予防費でございます。13節は、予防接種委託料は不活化ポリオ、それから日本脳炎、肺炎球菌などの実績減。がん検診は胃がん、大腸がん、がん検診推進事業は子宮がん、乳がんの実績減に伴うものでございます。その他についても同様に接種者が見込みを下回ったものでございます。△で800万円でございます。それから3目の環境衛生費につきましては、19節が太陽光発電システム設置補助金につきましては、申請件数の実績減。それから28節につきましては、統合簡易水道事業それから千綿簡易水道事業基幹改良事業の実績減によるものでございます。

それから40ページにいきまして、4款3項1目、公害対策費につきまして、合併浄化槽の設置基数それから維持管理費申請件数実績減でございます。トータルで1887万円の減でございます。

それから41ページにいきまして、6款1項3目、農業振興費につきましては、19節が輝くながさき園芸産地振興計画推進事業費については、入札執行による資材導入の実績減でございます。それから4行目の有害獣による被害防止対策事業補助金につきましては、地元施工による実績による減額でございます。それからイノシシ緊急特別対策事業費につきましては、捕獲実績による減額。それからながさき鳥獣被害防止総合対策事業補助金につきましても、国費割り当ての減による減額でございます。以下入札等による実績減が減額要因でございます。それから6目28節は、農業集落排水処理施設運転業務保守点検の入札執行による減額が主なものでございます。

それから43ページにいきまして、6款3項2目、漁港管理費、28節の農業集落排水施設運転業務保守点検の入札執行によるものが主な減額要因でございます。45ページにいきまして、8款2項2目、道路橋梁維持・新設改良費につきましては、13節、15節いずれも入札執行による減額でございます。

それから46ページにいきまして、8款5項2目、公共下水道費につきましては、25節が剰余金処分による積立金といたしまして8000万円。繰出金につきましては、入札執行による減額が主なものでございます。49ページをお願いいたします。10款1項2目、事務局費につきましては、25節、これも決算剰余金による積立金でございまして4658万4000円の追加をいたしております。

それから50ページにいきまして、10款2項1目、学校管理費につきましては、彼杵小屋内運動場改修工事が補助要件を下回っていたことによります国費の減額。それからバス購入による辺地対策債の減額に伴う財源更正でございます。

それから51ページにいきまして、10款5項4目、文化ホール費でございます。15節が舞台機構手動吊物の修繕費の入札執行による減額でございます。

戻りまして9ページをお願いいたします。歳入でございます。1款1項1目、個人、2目、法人ともそれぞれ収入実績による増減額の計上でございます。

それから10ページ、10款2項1目、固定資産税につきましても同じく収入実績による追加でござ

ございます。

飛びまして 20 ページをお願いいたします。11 款 1 項 1 目、地方交付税につきましては、特別交付税の確定に伴います追加でございます。4410 万 5000 円。

それから 24 ページをお願いいたします。15 款 2 項 3 目、衛生費国庫補助金につきましては、合併浄化槽の設置基数の実績減。それから 5 目が、先ほど申しました彼杵小学校の屋内運動場改修工事分が補助要件を下回っていたということによる減額で△で 593 万 7000 円の減。

それから 26 ページにいきまして、16 款 2 項 4 目、農林水産業費県補助金につきましては、1 節、農業費補助金につきましては、2 行目の輝くながさき園芸産地振興計画推進事業補助金は、入札執行による資材導入経費の実績減によるものでございます。それからながさき鳥獣害防止対策事業補助金につきましては、ワイヤーメッシュ捕獲経費による実績減などによるものでございます。

それから 27 ページにいきまして、18 款 1 項 3 目、ふるさとまちづくり応援寄附金につきましては、ふるさと納税実績による追加で 3495 万 4000 円でございます。

28 ページにいきまして、19 款 1 項 4 目、ふるさと創生事業基金繰入金の減額は、持家奨励金、それから景観計画策定業務委託料、人形芝居指導謝礼、いずれも実績による減額でございます。それから 5 目のみどりの基金繰入金につきましては、出産祝い金、育児報奨金、それから協働まちづくり事業交付金の実績による減額でございます。それから 7 目の教育文化施設整備基金繰入金につきましては、舞台機構手動吊物修繕費用の入札執行による実績による減額でございます。

30 ページにいきまして、22 款 1 項 1 目、土木債につきましては、県道改良負担金の実績減。それから 2 目の消防債につきましては、広域消防救急無線デジタル化事業の実績減によるものでございます。教育債につきましては、スクールバス購入に伴います辺地債の減額調整による減額に伴うものでございます。災害復旧債につきましては、現年補助災害復旧事業費の事業費確定に伴います町負担額の減額によるものでございます。

5 ページをお願いいたします。第 2 表、繰越明許費でございます。補正でございます。8 款 2 項、事業名、道路橋梁維持・新設改良事業費につきましては、地元要望 7 路線につきまして他の業務との調整に不測の日数を要したため、年度内着工が遅延したことによる 230 万円の追加でございます。それから 3 項の排水路改修事業は、小音琴郷庵の谷排水路改修工事の入札不調により年度内完成が見込めなかったことによる 160 万円の補正でございます。それから 9 款 1 項、長崎県消防ポンプ操法大会 5 分団出場結団式につきましては、年度内の日程調整がつかず新年度にずれ込んだことによる補正でございます。

6 ページをお願いいたします。第 3 表、地方債につきましては、歳入で説明をしました地方債の補正後の限度額、起債の方法、利率、償還方法を表記をいたしております。1 ページから 4 ページの歳入歳出予算補正は積み上げでございますので、説明を省略いたします。

以上でございます。

○議長（後城一雄君）

それではこれから質疑を行います。質疑のある方どうぞ。7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

50 ページのですね、この間もちよつと説明があったかと思いますが、1 目、学校管理費の中の国県の支出金が減額されているということで説明もございましたが、面積等が結局、工事量が足りな



かったということでしたが、もう少しその辺を詳しいところをですね、経緯を説明していただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

27年度の事業として実施をいたしました彼杵小学校の体育館の改修工事ですけれども、校舎の大規模改修工事と並行して実施をいたしておりますが、26年度から県の方に事業認可の打ち合わせを行っております。補助採択要件が26年度までが建物の7割以上の改修を行うことということが前提になっております。

補助要件が26年度から27年度当初に変更になっておりまして、補助要件的に外壁5割、内壁5割それぞれを満足していなければならないというふうな補助要件になっておりましたが、それを事業実施主体である教育委員会が把握をしていなかったということで、改修面積の内部の改修面積が5割に達していなかったということで今回補助対象の事業として認められなかったということになっております。事務の不手際でこのような事態を招いてしまったことに対しまして十分反省をいたしております。大変申し訳ありませんでした。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

内部の事業が5割に達してなかったということですが、補助申請をされる時には、そういった把握をしていなかったということですが、十分に対象面積とか積算をする段階ではそういったことも全然わかっておられなかったのかですね。多分そういった申請をされる時はそこまで確認して普通はされると思いますが、その辺を詳しくもう一度お尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

申請の段階で26年度までの7割というのを確認いたしておりまして、27年度に7割から内部、外部それぞれ5割というふうに変更が成されており、その通知が4月に文書で通知なされておりましたが、事務を担当する私も含めてそれを把握できておらず、そのまま事業完了まで把握できなかったというのが一番の原因になっております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

補足して私が説明いたします。端的に言いまして、改修工事につきましてはルールがありまして、内壁、外壁工事にいずれも50%以上、いわゆる壁床面積の内部ですね、内部は天井とかありますけれども、その全体面積の、施工しようとする面積の50%以上なければ駄目です。外壁も50%以上さわらないと大規模改修にはならないって取り決めがあったわけです。全く職員がそれを知りませんでした。知らずにやって、そして結果的に県の検査で見つかって補助金返還ということで、全く答弁の余地がないということとなっております。

それと26年度に概算設計をしております。この時は全て満足してたんですけども、その概算設計がある時は満足してました、担当も。全部80%、80%でやろうと金額もあつたんですけども、同額ぐらいだったんですけども、何故かそこで全く違う方向に進んでいったということで、全く弁解の余地はないということでございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

しかし、今、補助金関係は別として、やはり改修をしなければならぬ状況にあったということは確実なことだろうと思いますね。結局そういったことで統合によってですね、やっぱりそういった施設の整備を図ろうということで元々そういったことに事業にとりかかれて、結果的にそういった事務上のミスで補助金を受けられなかったということはわかるわけですが、もう少し本当しっかりやっていただければ、もっと工事量が元々その範囲内で安く済んだということだろうと思いますね。結局もっと事業量が50%以上なれば補助金要件も満たしていたということになるわけですが、こういったことが、今からいろんな事業等も学校関係に限らず他のところも出てくると思いますので、今後、よく注意をされてこういったことが満たすことができるようにしていただければと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

本当、大変申し訳ないことをいたしました。心からお詫び申し上げます。

○議長（後城一雄君）

他に。3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

今の教育費の件なんですけども、県に申請する時に県の指導とか、県を經由して出すんでしょうから国庫補助を貰うにも。県の上位団体の指導っていうのは、やっぱり町だけの責任になるんですかね。県もチェックをするんでしょう、申請する時に經由して出すんですから。その辺はどうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

今回の事業につきましては、事前の金額的な打ち合わせは行っておりました。全体的に施工面積の確認は当初は要求時に行っておりましたけれども、実施の段階でそこを長崎県の方とも十分に連絡調整がとれていなかったというのは、含めて事務の不手際があったと思っております。大変申し訳ございません。設計審査はございません。全て完了後に補助要件に適應してるかというふうな完了確認を受けたのみでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

結果的にはそういったことで自主、町単でしなければならなかったということですが、今回の彼杵小学校の体育館につきましては、以前から改修のいろんな指摘があったと思いますけども、要望がですね。今回、統合、廃校の拠点校になるということで、そういった工事をされたと思うんですけども、結果的にはこの内装の工事というのは補助金が出ようと出まいがなかった工事なのかどうかですね。補助金が出ようが出まいが、補助金の範囲の適用になろうがなるまいが、なかった必要最低限の工事じゃなかったかと思うんですけども、そこら辺はどうだったのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

今回、繰り越し予算を配分されたということもございまして、設計の概算設計から実施設計に移行した時点で痛みがひどい所を集中的にということで外部の改修に偏ってしまって、結果的に内部については施工をしなかったということで5割を満たさなかったということになっております。一番ひどい所から優先的に今回の設計に盛り込んだというふうなことでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

他に。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

今回の国庫補助金の貰えなかったとした金額が 593 万 7000 円。仮にですね、仮に国庫補助金を今把握してなかったというようなことでありますが、逆に把握していたとして施工面積の内部の 50%と、そして外部の 50%とそれぞれ満たさなければならないという条件ですね、補助の条件。これが果たして、内部が 50%以上、今私ども彼杵小学校の改修後の現状を見てまいりましたが、結構教室、廊下それぞれトイレ等も含めまして改修が行われております。

50%ということになるとそれ以上の、今ある、今改修したところの部分以上にどこがあるのかな

というぐらいに整備がされております。したがってこの50%というこの施工面積の条件に果たして満たすのかなと、満たすのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

体育館につきましては、当初、フロアの床を全て張替えるということで予算要求をいたしておりましたが、決定事業費の中で、外部にウエイトを移していったということで床の張替えを1割程度まで削減をいたしております。この判断につきましては、外部を早急にやり、外側ということで傷みがひどいものですから、それを実施して内部の床についてはまだ使用に耐えうるんじゃないかというふうな判断で設計を変更して概算設計を行った結果、内部については1割の実施に留まってしまう5割ということに達しなかったというふうなことでございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど、森議員の方から話がありました件ですけれども、予算上は593万7000円でございますけれども、これは前回も初日の時お詫びしました513万円が補助金、予算上が593万7000円でございます。それと今いろんな弁解をしておりますけれども、全くルールを、ルールを全く知らない状態です。だからいろんな弁解をされても、全く壁に持っていこうが、何しようがそういうことを全く知らなかったということで、一番原因です。全く知らなかったと。だから壁にもってこようが、床にもってこようが、全く知らなかったと。そういうことです。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

職員の手落ちは当然、この責任はあるかなと思いますが、先ほどの説明の体育館の床をそのまま施工して外壁に回さなかったとしたら、この施工面積の50%を満たすんですか。どうなんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

当初は床も全て張替えるように予定をいたしておりましたので、その施工計画で行けば5割は超えていたと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑をおわります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 41 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 41 号は委員会付託を省略することに決定いたします。これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 41 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 41 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

すみません。ただいまの彼杵小学校の学校関係の改修の件に関しまして、先ほどから町長が申し出ておりますように、私どもの文書の管理が不十分で大変町全体に対しまして、皆様方にもご迷惑をかけたことを教育長としても心より謝罪したいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

日程第 4 議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 4 号））

日程第 5 議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号））

○議長（後城一雄君）

次に日程第 4、議案第 42 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号））、日程第 5、議案第 43 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号））。以上、2 議案を一括議題といたします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 42 号、平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ 1747 万 5000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 14 億 7258 万 5000 円とするものでございます。

補正の内容は、歳出は、保険給付費について支払い実績により減額計上いたしております。歳入は、変更決定による国庫補助金財政調整交付金を追加計上し、長崎県調整交付金、一般会計繰入金をそれぞれ減額しております。併せて歳入歳出決算見込みにより、国民健康保険財政調整基金繰入金 1049 万 6000 円を減額計上するものでございます。

次に議案第 43 号、平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 260 万 5000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 566 万 8000 円とするものでございます。

補正の内容は、歳出では、主に保険給付費を 1 億 4720 万円減額をいたしまして、また、決算見込みにより、介護保険基金積立金として 4639 万 5000 円を追加計上いたしております。歳入につきましては、国庫支出金 3887 万円、支払基金交付金 4172 万円、県支出金 2230 万 5000 円、繰入金 2196 万 9000 円をそれぞれ減額し、繰越金 2225 万 9000 円を追加計上するものでございます。詳細につきましては健康ほけん課長から説明をさせます。適正な承認をよろしくお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

よろしく申し上げます。議案第 42 号、平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分を本年 3 月 31 日付で、総じて実績に合わせるための補正を行いましたので、内容について町長に代わりまして説明します。

9 ページの歳出をお願いします。2 款 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費につきましては、本年度決算見込み額を算出しました結果、減が見込まれるため 1747 万 5000 円を減額計上しています。

戻っていただいて、歳入の 5 ページをお願いします。3 款 2 項 1 目、財政調整交付金につきましては、平成 27 年度国の財政調整交付金の確定により 81 万 8000 円を追加計上しています。

6 ページをお願いします。6 款 2 項 1 目、県財政調整交付金につきましては、交付額決定により 484 万 5000 円を減額計上しております。

7 ページをお願いします。9 款 1 項 1 目、国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、平成 27 年度分確定により 1049 万 6000 円を減額計上しました。

8 ページをお願いします。9 款 2 項 1 目、一般会計繰入金につきましては、平成 27 年度分確定により 295 万 2000 円を減額計上しました。

戻りまして 1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、ただいまご説明しました補正の積み上げでございますので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして議案第 43 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度東彼杵町介護保険

事業特別会計補正予算（第4号）をご説明いたします。

まず12ページの歳出をお願いいたします。歳出の各事業を精査し実績を基に総じて減額を実施するものです。2款1項1目、居宅介護サービス給付費、19節につきましては、実績を基に精査し平成27年度額確定したため5500万円を減額計上しています。3目、地域密着型介護サービス給付費380万円の減額。5目、施設介護サービス給付費6500万円の減額。8目、居宅介護住宅改修費140万円の減額。9目、居宅介護サービス計画給付費360万円の減額となりました。

13ページをお願いします。2款2項1目、介護予防サービス給付費、19節につきましても、実績を基にして平成27年度の額が確定したため1200万円を減額計上しています。2款2項6目、介護予防住宅改修費、19節につきましても、実績を基に精査し平成27年度額が確定したため20万円を減額計上しています。

14ページをお願いいたします。2款3項1目、審査支払手数料費、12節につきましても、実績を基に精査し平成27年度の額が確定したため30万円を減額計上しています。

15ページをお願いします。2款4項1目、高額介護サービス費、19節につきましても、実績を基に精査し平成27年度の額が確定したため150万円を減額計上しています。

16ページをお願いします。2款5項1目、高額医療合算介護サービス費、19節につきましても、実績を基に精査し平成27年度の額が確定したため80万円を減額計上しています。

17ページをお願いします。2款6項1目、特定入所者介護サービス費、19節につきましても実績を基に精査し平成27年度の額が確定したため360万円を減額計上しています。

18ページをお願いします。4款1項1目、介護給付費準備基金積立金、25節につきましては、後年の高齢者等の増加に対応するため余力がある時に積み立てを実施するもので4639万5000円を積み立てています。

19ページをお願いします。5款1項1目、二次予防事業費、7節につきましては、実績を基に精査し額が確定したため100万円を減額計上しています。5款1項2目、一次予防事業費、7節につきましても、実績を基に精査し額が確定したため80万円を減額計上しています。

戻っていただいて5ページをお願いいたします。3款1項1目、国庫の介護給付費につきましては、歳出の方で額の最終確定を行ったため2576万円を減額計上しました。

6ページをお願いします。3款2項1目、調整交付金につきましては、最終見込みで減額交付見込みとなりましたので1266万円を減額計上しています。3款2項2目、2節、地域支援介護予防事業交付金につきましては、最終見込みで減額交付見込みとなりましたので45万円を減額計上をしています。

7ページをお願いします。4款1項1目、支払基金からの介護給付費交付金につきましては、給付額の最終額確定に伴い4121万6000円を減額計上しています。4款1項2目、支払基金からの地域支援事業支援交付金につきましては、給付額最終確定により50万4000円を減額計上しています。

8ページをお願いします。5款1項1目、県負担分の介護給付費負担金につきましても、給付費額の確定により2208万円を減額計上しています。

9ページをお願いします。5款3項1目、県補助の地域支援介護予防事業交付金につきましても、交付金の確定により22万5000円を減額計上しています。

10ページをお願いします。7款1項1目、一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金から6目、

保健福祉事業繰入金につきましては、給付費額確定による繰入金総額 2196 万 9000 円を減額計上しています。8 款 1 項 1 目 1 節、繰越金につきましては、今回の補正の財源として前年度繰越金 2225 万 9000 円を追加計上しました。

戻りまして 1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、ただいまご説明しました補正の積み上げでございますので説明を省略させていただきます。

以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑のある方は先に議案番号を告げてからお願いいたします。

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

議案第 43 号をお願いします。2 ページをちょっと見てください。私、これ見てびっくりしたんですけど、この介護給付費が最近ずっと 7 億円、8 億円台でずっと推移していたんですけど、この 27 年度をみますと 7 億円を切って 6 億 9000 万円ということで非常に介護給付費が極端に減ってるんですけど、この主な原因は何でしょうかね。介護認定者は 500 人ちょっときるぐらいで、ほとんど推移がないというふうに聞いておりますけども。急激にこの介護給付費が下がった理由をちょっとお聞かせください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

一番の要因としましては、よんなっせとかサロンとかよってみんなとか、そういう事業に行かれて健康づくりをされてるのが事実だと思います。ただ本年、5 月末現在認定率をちょっと調査しました結果 17.2%となっております。また認定して、認定を受けているにもかかわらず利用してない方ですね、99 名程おられます。以上です。

○議長（後城一雄君）

他に。2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

今の課長の答弁ですね、認定を受けているけど全く介護サービスを受けてない方が 99 人もいらっしゃるということは、何か経済的な負担がちょっとあるんじゃないかと、私はそこら辺をちょっと危惧してるんですよ。例えば 3 回行って良いのを 2 回に減らしてるとか、そういった辛抱をされていることが考えられるんじゃないかと思うんですよ。そこら辺の状況はどういうふうになっているんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。



○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

前年度ですね一応いろいろ調べてみたんですけど、28年の2月時点でちょっと調べた時が、その時が利用してない方が85名おられました。その時新規でサービスを受けることで調整中で住宅改修のみの方が約28名、それから以前受けていたが入院等々でサービスがちょっと止まっている方が30名。家族は受けたいが本人がどうしても受けたくないという方が27名ほどカウントしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号、議案第43号は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第42号、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第42号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第43号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））は原案のとおり承認することに決定いた

しました。

日程第 6 議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 6 号))

日程第 7 議案第 45 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 27 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号))

日程第 8 議案第 46 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号))

日程第 9 議案第 47 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号))

#### ○議長 (後城一雄君)

次に日程第 6、議案第 44 号、専決処分の承認を求めることについて (平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 6 号))、日程第 7、議案第 45 号、専決処分の承認を求めることについて (平成 27 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号))、日程第 8、議案第 46 号、専決処分の承認を求めることについて (平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号))、日程第 9、議案第 47 号、専決処分の承認を求めることについて (平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号))。以上 4 議案を一括議題といたします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

#### ○町長 (渡邊悟君)

議案第 44 号、平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 6 号) の専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1187 万 7000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 3425 万円とするものでございます。

補正の内容は、歳出につきましては、一般管理費の役務費を実績減により 50 万円減額し、1262 万 3000 円の基金積立金を追加計上、また実績減により給水費 450 万円、建設改良費 50 万円、統合簡易水道事業 1000 万円、彼杵簡易水道基幹改良事業 200 万円、千綿簡易水道基幹改良事業 550 万円、太ノ浦簡易水道基幹改良事業 150 万円をそれぞれ減額いたしております。歳入につきましては、実績に伴いまして一般会計繰入金 414 万 3000 円、財政調整基金繰入金 773 万 4000 円を減額しております。平成 27 年度の最終予算額は 6 億 3425 万円で対前年比 150.6%、2 億 1322 万 2000 円の増となっております。

次に議案第 45 号、平成 27 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) の専決処分の承認を求めるものでございます。内容につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 554 万 1000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3645 万 9000 円とするものでございます。

補正の内容は、歳入歳出額の最終的な精査を行い、歳出につきましては、委託料等の実績減により、業務費 554 万 1000 円を減額計上。歳入につきましては、歳出の減額に伴い一般会計繰入金 554 万 1000 円を減額計上しております。平成 27 年度の最終予算額につきましては、対前年比 14.6%、621 万 1000 円の減となっております。

次に議案第 46 号、平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分承認を求めるものでございます。

内容につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 231 万 2000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 598 万 8000 円とするものでございます。内容につきましては、精査を行いまして、委託料等の実績減により業務費 231 万 2000 円を減額いたしまして、歳入につきましては同額を減額しております。平成 27 年度の最終予算額につきましては、対前年比 24.1%、190 万 2000 円の減となっております。

議案第 47 号、平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認を求めることについて。

内容につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出予算それぞれ 680 万 1000 円を減額し、予算総額をそれぞれ 3 億 9694 万円とするものでございます。歳入の主なものは、負担金 39 万 4000 円、使用料 214 万 3000 円をそれぞれ追加いたしまして、一般会計繰入金 923 万 8000 円及び諸収入 10 万円を減額しております。歳出につきましては、業務費 68 万 3000 円、施設費 611 万 8000 円をそれぞれ減額しております。平成 27 年度の予算等の対前年比 12.5%、4421 万 5000 円の増となっております。

詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。適正なご承認を賜りますようよろしく願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

それでは特別会計 4 議案の説明をさせていただきます。議案第 44 号をお願いします。7 ページをお願いします。25 節、積立金につきましては、決算の余剰金につきまして財政調整基金の積立金といたしまして 1262 万 3000 円を追加の計上をしております。

8 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目、給水費の 13 節から 18 節の備品購入費までの精査をいたしまして、450 万円の減額をしております。

9 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目から 5 目の事業、各項目の事業の生産額でございます。全ての事業併せまして 1950 万円の減額としております。

次に 5 ページに戻っていただきます。7 款 1 項 1 目、一般会計繰入金につきましては、辺地債の償還金分の減額から一番下彼杵簡易水道基幹改良事業修正設計の委託費分の減額と記しておりますが、全て合計いたしまして 414 万 3000 円の減額としております。

6 ページをお願いいたします。7 款 2 項 1 目の財政調整基金繰入金につきましては、簡易水道事業の実績による減でございます。773 万 4000 円の減額となりました。

戻りまして 1 ページから 2 ページ、4 ページから 5 ページにつきましては、補正の積み上げでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして議案第 45 号でございます。農業集落排水事業。

10 ページをお願いします。中尾、西部各施設の精査を行いまして減額をしております。

戻りまして 8 ページの一般会計繰入金につきましては 579 万 3000 円の減額としております。

戻りまして 1 ページから 4 ページにつきましては、補正の積み上げでございます。説明を省略さ

せていただきます。

続きまして 46 号の漁業集落排水の説明でございます。8 ページをお願いします。同じく西部処理場の精査を行いまして、この分についての上の減額を計上しております。

9 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目、排水費の需用費につきまして、各施設の光熱費につきまして精査を行っております。委託費分の合計と合わせまして減額を行っております。

10 ページをお願いします。2 款 1 項 2 目の公債費につきましては、償還金利子実績による一次借入金分の減額をしております。3 款 1 項 1 目の予備費についても、調整額としております。

戻りまして 5 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目、使用料につきましては、現年分と合わせ 16 万 2000 円を追加計上をしております。

6 ページ、2 款 2 項 1 目、手数料についても、追加計上をしております。

7 ページ、4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金につきましては、247 万 5000 円の減額として精査をしております。

戻りまして 1 ページから 4 ページにつきましては、積み上げですので説明を省略させていただきます。

最後に公共下水道の 47 号についての説明をいたします。10 ページの歳出をお願いします。1 款 1 項 1 目、一般管理費につきましては、旅費の実績による減額であります。

11 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目、排水費につきましては、需用費、公共施設の 2 件修繕の実績による減額であります。

12 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目、公共下水道につきましては、賃金、委託費、工事請負費について現年度分の 611 万 8000 円を実績による減額としております。

歳入にいきまして、5 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目の下水道事業費負担金につきまして、39 万 4000 円を実績により追加計上をしております。

6 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目、使用料につきまして現年分 206 万 4000 円、滞納繰越分 7 万 7000 円をそれぞれ実績により追加計上しております。

7 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目、手数料も同じく追加計上をしております。

8 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金につきましては精査をいたしまして 923 万 8000 円を減額をしております。9 ページ、6 款 3 項 3 目、諸収入について消費税の実績の精査により 10 万円を減額をしております。

1 ページから 4 ページは積み上げですので説明の省略をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○議長（後城一雄君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いいたします。質疑ありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 44 号、議案第 45 号、議案第 46 号、議案第 47 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

異議なしと認めます。したがって議案第 44 号、議案第 45 号、議案第 46 号、議案第 47 号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 44 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

異議なしと認めます。したがって議案第 44 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号））は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから議案第 45 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

異議なしと認めます。したがって議案第 45 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号））は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから議案第 46 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

異議なしと認めます。したがって議案第 46 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから議案第 47 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

異議なしと認めます。したがって議案第 47 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。11 時 5 分より始めます。よろしく願いいたします。

暫時休憩（午前 10 時 55 分）

再 開（午前 11 時 05 分）

## 日程第 10 議案第 48 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）

### ○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に日程第 10、議案第 48 号、平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊悟君）

議案第 48 号、平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 3778 万 1000 円を追加いたしまして、予算の総額をそれぞれ 52 億 5578 万 1000 円とするものでございます。

提案の理由は、歳出におきましては、総務費に東彼杵町起業家等支援補助金、固定資産税過年度還付金、これは招集日にお詫びいたしました農業共済組合への固定資産税への過大に課税をいたしておりました非課税の件の額でございます。約 240 万円程の還付でございます。

庁舎駐車場舗装補修等工事費など 1567 万 5000 円、民生費に臨時福祉給付金給付事業費など 706 万 8000 円、農林水産業費に畜産クラスター構築事業補助金、水産物供給基盤機能保全事業費など 3184 万 5000 円、土木費に道路橋梁維持費など 1036 万 9000 円、教育費に彼杵中学校屋内運動場改修事業、学校給食共同調理場費など 6905 万 6000 円を計上いたしております。財源といたしましては、土木費などへの国庫支出金に 1635 万 8000 円、農林水産業費に追加計上に伴う県支出金に 1911 万 1000 円、教育費へは、町債 3410 万円を計上いたしております。

なお、一般財源といたしましては、町税に 608 万 8000 円、地方交付税に 200 万円、繰越金に 4396 万 8000 円などを追加をいたしております。

詳細につきましては財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようお願いいたします。財政管財課長。

### ○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

### ○財政管財課長（深草孝俊君）

議案第 48 号につきまして、補足して説明いたします。20 ページをお願いいたします。歳出、1 款 1 項 1 目、議会費につきましては、3 月定例議会におきます条例改正におきまして、期末手当の追加、条例改正によります期末手当を追加計上で 12 万 9000 円でございます。

21 ページにいきまして、2 款 1 項 3 目の財政管理費につきましては、ふるさと納税収納アップのための東彼杵町の納税プランなどをピーチ航空機内誌 PEACH LIVE7 月号に掲載するための広告料といたしまして 95 万円。それから 5 目の財産管理費につきましては、平似田郷の老朽危険空き家の解体工事費、それから役場駐車場の舗装工事の形状で合わせまして 376 万 5000 円。それから 7 目の企画費につきましては、音琴小学校校舎の利活用のプランニング提案のための委託料といたしまして 120 万円。それから飛んで 11 目、地域づくり推進事業費につきましては、駄地高峰公民館の

屋根瓦改修助成金といたしまして、費用の2分の1で84万7000円。それから町内での起業あるいは就業安定化支援並びに拠点整備支援補助金といたしまして300万円を計上いたしております。

それから22ページにいきまして、2款2項1目、税務総務費でございます。先ほど町長も申しましたように、長崎県北部農業共済組合大東支所に対する固定資産税の課税誤りによる還付金の追加計上といたしまして241万3000円。

それから23ページ、2款4項4目、長崎県南部海区漁業調整委員会委員選挙費につきましては、改選による選挙費の計上で124万7000円でございます。

それから24ページにいきまして、3款1項7目、臨時福祉給付金給付事業費につきましては、低所得、障害、遺族基礎年金受給者向けの臨時福祉給付金の追加で600万円でございます。

それから26ページにいきまして、4款1項1目、保健衛生総務費につきましては、職員の育休代替に伴います諸費用の計上で122万3000円。

それから27ページにいきまして、6款1項3目の農業振興費、18節は彼杵茶PRのための煎茶手もみ実演及び体験用としまして焙炉購入費としまして32万4000円。19節は家畜導入事業補助金につきましては、優良繁殖牛の導入頭数の追加によるもので50万円。それから畜産クラスター構築事業補助金につきましては、新規事業でございまして繁殖牛舎1棟の新設並びに繁殖牛導入費用に対する助成としまして1440万3000円でございます。

それから飛びまして28ページをお願いいたします。6款2項3目、林道費につきましては、昨年从去年29年度までの3か年事業で広域林道の落石危険箇所法の面改良工事費の計上で620万円でございます。

29ページにいきまして、6款3項3目、水産物供給基盤機能保全事業費につきましては、里臨港道路工事の振動による地盤沈下で影響を受けました家屋の建物損失補償費といたしまして1000万円の計上でございます。

30ページにいきまして、7款1項3目、観光費につきましては、9月以降の本格的活動に向けた諸経費といたしまして190万円を追加計上をいたしております。

それから32ページに飛びまして、8款2項2目、道路橋梁維持・新設改良費、13節につきましては、高速道路を横断しております里第2橋の点検後に補修設計業務が必要となりましたので、工事費から流用で310万円。それから橋梁の定期点検業務の委託料といたしまして新たに1000万円を追加いたしております。

それから35ページに飛びまして、10款1項2目、事務局費につきましては、文部科学省の委託を受けて実施をいたします首長部局と、教育委員会の共同による新しい学校モデルの構築事業経費といたしまして152万円でございます。

飛びまして37ページにいきまして、10款3款1目、学校管理費につきましては、彼杵中学校屋内運動場の外壁等の改修事業費といたしまして、合わせまして4550万円でございます。

38ページにいきまして、10款5項1目、社会教育総務費につきましては、未来のまちづくり活動のリーダー育成のための海外派遣事業といたしまして、合わせまして335万1000円の計上でございます。それから2目の教育センター費につきましては、15節が既存浄化槽撤去並びに舗装復旧費といたしまして、総合会館の駐車場の改良工事で700万円。それから19節はコミュニティ助成事業といたしまして、地域イベント用の簡易ステージの購入費用の助成で371万円を計上いたしてお

ります。

40 ページをお願いいたします。10 款 7 項 1 目、学校給食共同調理場費につきましては、18 節が消毒保管機の更新費用といたしまして 597 万 3000 円を計上いたしております。

戻っていただきまして 8 ページをお願いいたします。歳入でございます。1 款 2 項 1 目、固定資産税につきましては、主に償却資産が増えました。理由につきましては、県営工業団地地代のツジデンの太陽光発電の増設並びにウラノの新工場建設に伴います償却資産の伸びが調定額が増加をいたしております。

それから 9 ページにいきまして、11 款 1 項 1 目、地方交付税につきましては、普通交付税を 200 万円を一般財源といたしまして追加をいたしております。

それから 11 ページにいきまして、15 款 2 項 1 目、総務費、国庫補助金につきましては、2 節の地域活性化交付金の内訳でございますが、本年度設立されました長崎県移住促進センター負担金、歳出は当初計上いたしておりましたが、これに対する 2 分の 1 の交付金が 19 万 4000 円。それから起業家支援事業に対する国費といたしまして 75 万円、合せまして 94 万 4000 円。それから 2 目の民生費国庫補助金の 3 節ですね、3 節。これは低所得、障害、遺族基礎年金受給者に対する国庫補助金 600 万円、100%の補助でございます。それから 5 目の土木費国庫補助金につきましては、橋梁点検業務委託料 1000 万円に対する 65%の交付金でございます。

それから 12 ページにいきまして、15 款 3 項 3 目、教育費委託金につきましては、文部科学省委託事業事務費委託金といたしまして 150 万円の計上でございます。

それから 14 ページにいきまして、16 款 2 項 1 目、総務費県補助金につきましては、起業家等支援事業補助金 300 万円の 2 分の 1 ということで 150 万円。それから 4 目の農林水産業費県補助金につきましては、1 節の農業費補助金につきましては、家畜導入事業追加に対する全額県費補助金でございます。50 万円。それから繁殖牛舎、繁殖牛導入費用に対する補助で 1345 万円でございます。2 節の林業費補助金につきましては、広域基幹林道法面の改良工事に対する 3 分の 1 の補助で 200 万円の計上でございます。

それから 16 ページにいきまして、19 款 1 項 4 目、ふるさと創生事業基金繰入金につきましては、駄地公民館屋根瓦助成に対する繰入金 84 万 7000 円。6 目、教育文化施設整備基金繰入金につきましては、彼杵中学校屋内運動場改修工事に対する地方債充当残額分の繰入金で 1140 万円を計上いたしております。

それから 17 ページ、20 款 1 項 1 目、繰越金につきましては、一般財源として前年の繰越金の追加で 4396 万 8000 円でございます。

それから 18 ページ、21 款 4 項 5 目の雑入につきましては、2 行目のコミュニティ助成事業助成金につきましては、簡易ステージ購入に対する自治総合センターからの助成で 250 万円。それから県市町村振興協会地域活性化支援事業助成金につきましては、国際交流事業に対する助成金でございます。

それから 19 ページにいきまして、22 款 1 項 5 目、教育債につきましては、彼杵中学校屋内運動場改修工事に対する学校教育施設等整備事業債で需用費に対する 75%の充当率で 3410 万円でございます。

5 ページをお願いいたします。第 2 表、地方債でございます。歳入予算の彼杵中学校屋内運動場



改修工事の地方債の学校教育施設等整備事業債の限度額から起債の方法、利率、償還方法を表記をいたしております。

なお、1 ページから 4 ページの補正の歳出予算につきましては、積み上げでございますので、説明を省略いたします。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。質疑のある方どうぞ。町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

先ほどのちょっと説明の訂正をお願いいたします。歳出、27 ページですね、27 ページの 3 目、農業振興費の 19 節の中で畜産クラスター構築事業補助金 1440 万 3000 円のところで新規事業で繁殖牛棟 1 棟の新設と申しましたけれども、繁殖牛舎ですね、繁殖牛舎のリースでございます。リース事業でございます。このように訂正をいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

21 ページをお願いいたします。地域づくり推進事業費の中でですね、19 節の東彼杵町起業家等支援補助金 300 万円程なっておりますけれども、起業といいますと普通会社設立等が考えられますけれども、これは会社設立に係わる部分なのか、それと併せて個人事業主、これもなのか。それと 1 件当たりの限度額、例えば個人も含めるのであれば、個人の限度額あるいは会社設立の限度額。それともう一つ選定方法、そういうのを選ぶ時は、何といいますか、議会等でプレゼンあたりをさせていただけるのでしょうか。3 件をお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

前段の方は、課長の方からさせますけれども、選定方法につきまして、議会でもプレゼンをするのかっていうことでございますけれども、これは議会にはもうプレゼンいたしません。いずれにしましても、申請が挙がってくれば審査をしますので、それは別の第三者機関で審査をしていただきまして、妥当かどうかで決めていこうかなと思っております。前段につきましては、課長の方からさせます。まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

起業家等支援補助金について説明をいたします。これは長崎県が、国の地方創生事業と併せて事業を作ったものでございまして、特に地域課題解決型人材誘致発掘補助金ということで、地域が求める起業家、事業後継者を誘致発掘することを一つ目的とすると。

また、そして地域おこし協力隊が東彼杵町も長崎県に入っておりますけども、こういった地方移住への定住を促進すると。そういった形で補助金制度を創設しております、ねらいとしては、他にも現状として利用可能な空き家があったりとか、空き店舗があったり廃校があったりと、こういったものが課題解決する人材起業を育成するということで補助制度がございます。県が2分の1、国が4分の1、町が4分の1という補助制度になってまして、特別交付税等の4分の1については。

○——△——

——△——△——

失礼しました。起業については、移住定住でございますので、東彼杵町内に住所を有する者又は移住を開始する者となっております。

限度額につきましては、80%以内ということで上限が補助額が300万円までということでございます。先ほどの法人については、個人ということでございます。長崎県の事業でございます、事業認定を県の方で受けるということで町の審査等はございません。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません。先ほど私も勘違いをしまして、選定方法は、ただいまの課長の説明のとおりでございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

22ページの税のことなんですけども、ちょっと町長にお尋ねをいたします。連合審査の予定だそうなんです。町長にお尋ねしたいのは、例えば職員が不始末をしたことに係わっていない時、異動したばかりにですよ、そこまで責任を町長自体も取られるような感じになるんですか。継続して。例えば前の方がした仕事でも、例えば退職してしまった職員、そして今こうわかった。5年ぐらい前からのをですね。その時も責任のあり方っていうのは、どう町長は考えられるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町長に限っては、遡及することはしません。現職の町長が当然処分を受けないといけないと思っております。それから職員の処分は、異動があつてきたばかりの人は当然何もないわけですから処分はありません。担当者が異動したら、その人は直近ですので、はっきり明確ですからそれは処分いたします。しかし、居ましたけども原因がよくわからないということで、10年前のことはわかりませんので、わからないものは不問ということで全く処分の対象にはいたしておりません。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

そしたら JR の時にですよ、職員の寄附、寄附じゃないですけど集められましたかね、お金を。弁償する。雑入で入れられたことはなかったんでしょうかね。その職員も例えば全く JR も関係ないのにお金を入れたという実績はなかったんですか。お尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

予算審議以外ですから答えられません。

○議長（後城一雄君）

岡田議員、予算質疑の中身と違うのでということですが、いかがですか。

○3 番（岡田伊一郎君）

了解しました。

○議長（後城一雄君）

他に。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第 48 号は総務厚生常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第 11 議案第 49 号 負担付き寄附の受納について

○議長（後城一雄君）

次に日程第 11、議案第 49 号、負担付き寄附の受納についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 49 号、負担付き寄附の受納について。負担付き寄附を受納したいので地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号の規定により議会の議決を求める。

寄附財産の内訳、土地が東彼杵郡東彼杵町平似田郷字石宗 834 番 1。宅地、267.33 m<sup>2</sup>。建物が、同上で、木造瓦葺 2 階建、1 階が 98.54 m<sup>2</sup>、2 階が 14.57 m<sup>2</sup>。物置が木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建、32.46 m<sup>2</sup>でございます。

寄附者は東彼杵町駄地郷 402 番地、原口千鳥。

寄附の条件が、東彼杵町老朽危険空き家対策事業実施要綱に基づき、老朽危険空き家とされる上記建物の除却を条件に、本土地建物の寄附を受けるもの。

提案の理由につきましては、建物の除却という負担付財産の寄附を受ける必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号の規定により、本案を提出するものでございます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

代わりまして補足説明いたします。議員のお手元には位置図と写真の両面の資料を配っております。位置図は千綿中学校校門のすぐ際でございます、裏面には現況写真をつけております。現況写真は正面とも撮っておりますけども、裏に行くとは結構ひどくなっております。屋根は一部陥没しております、台風時には周囲に影響を及ぼしかねない状況であります。また、衛生上も管理行き届きで付近の住民に迷惑をかけているということで、特に千綿中学校の校門入り口であるということ、それと景観上マイナスイメージが大であるということと、学校関係あるいは地区の区長さん等からも対策要望がだされておりました。

寄附の条件等については、解体をしてくださいという条件付であったものですから今回補正に解体費を計上したものでございます。解体後は貴重な町有地としまして学校関係等の駐車場等にできないかと今後の検討をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 49 号は総務厚生常任委員会に付託いたします。

## 日程第 12 議案第 50 号 彼杵簡易水道基幹改良事業水道管布設替工事（法音寺地区その 4） 請負契約について

○議長（後城一雄君）

次に日程第 12、議案第 50 号、彼杵簡易水道基幹改良事業水道管布設替工事（法音寺地区その 4）請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 50 号、彼杵簡易水道基幹改良事業水道管布設替工事（法音寺地区その 4）請負契約についてでございます。

契約の目的が彼杵簡易水道基幹改良事業水道管布設替工事（法音寺地区その 4）でございます。契約の方法が指名競争入札による契約。契約の金額が 5896 万 8000 円でございます。契約の相手方が東彼杵町三根郷 1856 番地 7、有限会社山田組 代表取締役 山田康徳。

提案の理由が、彼杵簡易水道基幹改良事業水道管布設替工事（法音寺地区その 4）の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。慎重適正な審議の上ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

議案第 50 号、彼杵簡易水道基幹改良事業水道管布設替工事（法音寺地区その 4）請負契約についてご説明をします。添付しています図面をお開きください。説明の冒頭なんですけど、図面の右側下

大楠小学校と小さく書いてございます。申し訳ないですが、旧大楠小学校と訂正をお願いします。

工事の概要でございますが、本工事は老朽管の更新を行うものでございます。有水率の向上及び給水、飲料水の安定供給を図る目的で 28 年度における図面の法音寺地区でございますが、国道の路肩部へ埋設管の施工を、延長で申し上げますと 1,082m の布設を行うものでございます。図面を参照していただきますと、施工箇所が国道 34 号線中間の昼間の施工となる予定でございますが、交通規制による一般の車両への影響が恐らく長期間となるものと思われまゝ。地元、関係者を含め周知に努めてまいりたいと思ひます。

管種につきましては、図面の方には管系鑄鉄管 100 及び 75mm と書いておりますが、耐震性を備えている鑄鉄管を用いることで将来的な維持管理に支障がでないよう設計段階より選定をいたしております。本工につきまして、路面復旧につきましても、道路管理者である国交省との協議を行ひまして、原型復旧というふうな形で本工事に含めて実施をしていきたいと思ひます。

内容につきまして、先ほど申し上げました管布設延長は 1,082m、舗装復旧面積につきましては 3,740 m<sup>2</sup>でございます。以上概略ですが説明をさせていただきます。

以上説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

本管を今回される予定なんですけれども、これは今までの工事もそうなんですけれども、前の今使っている既設の本管がありますよね、そういったことでこれは多分国道以外の所を通っているんじゃないかと法音寺まではですね、思っておりますが、そういった既設の管を新しい管に切り替えられた後の対処としてはどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

既設の配水管についてのお尋ねでございます。埋設する箇所について同一の箇所であれば、当然掘削の折に同時に、旧管については撤去をしていくということになりますが、全く埋設位置が違う位置にある場合は、老朽管の更新という事業に関しましては撤去はしないような方向で事業を進めております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

その場合は民間の私有地には通っているそういった本管は現在存在していないのかですね。里道とかそういった所であれば、そういったことも可能じゃなかろうかなと思うわけですが、私有地辺りを通っているのを、例えばその地主さんの承諾あたりがいろいろあるのかどうかですね。その辺はどのよう

になっているのかですねお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案以外ですので。

○議長（後城一雄君）

議案以外で答えられないということですが、浪瀬さん。7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

議案以外というよりは、これは結局新設をする工事に係わる問題ですので、それはどのように対処をされるのかお答えできればお答えいただきたいなと思っておりますので。これは結局新しくやるんでしょう工事を。ですからそれに係わる工事のことを言っていて全く違ったことを言ってるわけではございませんので。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね議案は請負契約についてでございますので、工事の内容は一切議案として関係ございませんので、この内容がどうかということの議論だけにしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 11 時 40 分）

再開（午前 11 時 40 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。町長。

○町長（渡邊悟君）

大変申し訳ございませんけども、先ほど岡田議員に私が処分の内容を、今回の処分の内容を関連で答えましたけども、これは今回の処分であってですね、こういうことは町長の専決事項でございますので、発言したらいけませんので非常に悪かったなど。あくまでも町長がケース・バイ・ケースで判断いたしますので、言ってしまいましたのでどうしようもありませんけども、よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 50 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 50 号は委員会付託を省略することを決定しました。  
これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 50 号を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 50 号、彼杵簡易水道基幹改良事業水道管布設替工事（法音寺地区その 4）請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 51 号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（後城一雄君）

次に日程第 13、議案第 51 号、東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 51 号、東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を東彼杵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 5 項の規定により、議会の同意を求める。

選任する者の住所氏名等、住所が東彼杵町口木田郷 208 番地。氏名が宮脇成芳。生年月日が昭和 41 年 8 月 28 日生。

提案の理由は、東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴いまして、委員を選任するため、本案を提出するものでございます。

宮脇さんは、引き続き 1 期目が今終わられまして 2 期目になろうとするものでございます。適任者でございますので、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それではこれから質疑を行います。質疑ありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 51 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 51 号は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 51 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 51 号、東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 14 議案第 52 号 東彼杵町且座喫茶条例の制定について

○議長（後城一雄君）

次に日程第 14、議案第 52 号、東彼杵町且座喫茶条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 52 号、東彼杵町且座喫茶条例の制定について。提案の理由といたしましては、そのぎ茶の普及促進及び地域産業の発展に関し、条例を制定し推進を図るため本案を提出するものでございます。詳細につきましては農林水産課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようお願いいたします。農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

町長に代わりまして説明をいたします。東彼杵町且座喫茶条例についてでございますが、この条例はそのぎ茶の推進、普及の促進を目的にしたものでございます。

まず始めに且座喫茶の言葉の意味でございますが、且座喫茶とは禅語の一つの言葉であります。茶道や茶席等での言葉としてよく使われているものであります。言葉の意味は、ゆっくり座ってお茶をいかがですかと相手を思いやるおもてなしの心を意味します。この条例の前文におきまして、制定にあたっての背景とその趣旨について説明書きを行っております。

第 1 条といたしまして、目的についてでございます。この条例は、そのぎ茶の普及促進及びおもてなしの心の醸成の推進に関し、町民、茶業者及び町の役割等を明らかにし、様々な機会を活用して、本町の特産品であるそのぎ茶による乾杯等の習慣を広めることにより、そのぎ茶の普及拡大及び地域産業の発展並びに郷土愛への理解を深めることを目的としております。

第 2 条におきまして、定義といたしまして、町民、茶業者、おもてなしということにつきましてそれぞれ定義付けを行っております。

第 3 条におきまして、町民の参画、協力ということで町民は町及び茶業者が行うそのぎ茶の普及促進、及びおもてなしの心の醸成の推進に関する取り組みに積極的に参画し、協力するよう努めるものとする規定しております。



第4条におきまして、茶業者の役割を規定しております。茶業者は、そのぎ茶の普及促進、及びおもてなしの心の醸成の推進のために主体的に取り組むとともに、町及び茶業者以外の事業者と相互に協力するよう努めるものとする規定しております。

第5条に町の役割を規定しております。町は、そのぎ茶の普及促進、及びおもてなしの心の醸成の推進のために必要な施策に取り組むよう努めるものとするをいたしております。

第6条において、そのぎ茶によるおもてなしということで、どのようなことを行うべきかということの規定しております。

第7条におきまして、委任ということで、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めると規定しております。なお、この条例におきましては、概念的な条例ではありますので、この後推進等に当たっての細かい分についてはこのような形で整備を行うことといたしております。附則でこの条例は、公布の日から施行するをいたしております。

以上でございます。

○議長（後城一雄君）

それではこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第52号は総務厚生常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第15 議案第53号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に日程第15、議案第53号、特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第53号、特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例。特別職の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正をいたします。提案の理由が、彼杵小学校大規模改造事業における体育館の補助金事務及び固定資産税の課税事務についての職員の不適切な事務処理に関して、平成28年7月分の町長及び教育長の給料の減額によって同義的責任をとるため本案を提出いたします。裏面に条例の改正を書いております。

町長につきましては、100分の50とあるのを100分の55として、それから教育長につきましては、100分の10を乗じて得た額を控除した額として7月分の給与に限って減額をさせていただきます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

それではこれから質疑を行います。3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

この議案で、今まで町長が過去に何回処分を下されたかっていうのをちょっと確認をさせていただきたいんですが、これも議案外になるんですかね。町長の処分です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

何回というか、JRと飲酒運転とですね、今回が3回目とっております。

○議長（後城一雄君）

他に。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第53号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。まずは原案に反対者の発言を許します。3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

私はこの特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について反対であります。町長はもう既に50%も削減されており、もう半分も減額をされてると。また更にその上に現在までにもう2回もされて、それと職員の失態もやはり人間ですから当然間違いはあると思うんですよね。だから町長の姿勢というのはわかりますけども、もう既に本当に100分の50削減されて、また更にその上というのは今まで2回議会も認めてまいりましたが、その都度、その都度町長は自分で責任をとらなければいけないという気持ちはわかりますが、それよりも職員にもうちょっと徹底した指導とか、そういう副町長もおいてもらって、これは別なことになるんですが、そういう感じでした方が。やはり人間誰でも間違いはありますからですね、議会も間違いもあると思うんですよ。だから私は今回は、もうこれからも、町長自体がもう100分の50減額をされてるんですから、それで町民は認めてると思うんですよね。財政も厳しいですから、選挙の公約としてだされておるものですから。だから私は、もう減俸は教育長も含めてする必要はないということで反対をさせていただきます。以上であります。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

今回の特にこの調定はですね、やはり先ほども専決処分の際に私も質問をいたしましたけれども、よほど町長あるいは教育長も腹を括ってこういうことは起きらないようにということで、むしろそういうことで、職員の皆様方にも緊張感を持って取り組んでいただきたいということの表われじゃないかなと、私はそういうふうに理解をしています。

直接業務に働くとして係わっておられないですけども、上役としてその責任を取って、職員にこういうふうにして自分も大きな責任を持っているんだから一生懸命やってほしいということの表われだと思います。止むを得ない私は措置ではないだろうかと私は思っております。よって賛成いたします。

○議長（後城一雄君）

他に反対者の発言を。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 53 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。したがって議案第 53 号、特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 54 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について（その 1）

日程第 17 議案第 55 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について（その 2）

○議長（後城一雄君）

次に日程第 16、議案第 54 号、東彼杵町教育委員会委員の任命について（その 1）、日程第 17、議案第 55 号、東彼杵町教育委員会委員の任命について（その 2）。以上 2 議案を一括議題とします。局長に議案をそれぞれ朗読させます。

○事務局長（有川寿史君）

（局長朗読）

○議長（後城一雄君）

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 54 号、東彼杵町教育委員会委員の任命について（その 1）。任命する者の氏名住所等は、ただいま説明があったとおりでございます。教育委員欠員補充のため新たな教育委員として任命したいと思っております。大変様におかれましては、現在お子様 2 名育てておられておられて、そういう意味の保護者的な立場での教育委員に任命をお願いをしたいということで考えております。現在は大安歯科の方で業務を営んでおられます。適正、適任な方と思っておりますので、ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。また任期につきましては、7 月 1 日から 4 年間で予定をいたしております。

次に議案第 55 号につきましては、橋本茂子、提案の理由が教育委員の任期満了に伴い教育委員として任命したいので本案を提出するものでございます。現在 1 名の委員さんが、8 月の 14 日で任期満了となります。その後任として橋本茂子さんをお願いするものでございます。橋本さんは皆様方よくご存知のとおり、今年の 3 月、音琴小学校校長を定年退職ということで、現在佐世保市の方に、保育園の方にお勤めでございますけれども、是非、今回東彼杵町の教育の方にお力をいただきたいということでお願いをいたしております。どうか適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは一括して質疑を行います。質疑のある方は先に議案番号を告げてからお願いいたします。

町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません。橋本茂子さんの任期を言っておりませんでしたので、任期は8月15日から3年間ということでお願いをしようと思っております。

○議長（後城一雄君）

質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号、議案第55号は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第54号、議案第55号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は無記名投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただいまの出席議員数は10名です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって立会人に3番議員、岡田伊一郎君、4番議員、前田修一君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

配布漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

投票箱は以上なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（有川寿史君）

それでは読み上げます。議長席に向かって右側の方から登壇していただいて、投票箱に投函して、左側の方に帰っていただく方法でお願いいたします。

1 番、口木俊二議員、2 番、吉永秀俊議員、3 番、岡田伊一郎議員、4 番、前田修一議員。5 番、橋村孝彦議員。6 番、立山裕次議員。7 番、浪瀬真吾議員。8 番、森敏則議員。9 番、大石俊郎議員。10 番、堀進一郎議員。

**○議長（後城一雄君）**

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

3 番、岡田伊一郎君、4 番、前田修一君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

**○議長（後城一雄君）**

それでは投票の結果を報告します。投票総数 10 票、有効票数 10 票、賛成 10 票。以上のおり賛成が多数です。したがって議案第 54 号、東彼杵町教育委員会委員の任命について（その 1）は、同意することに決定しました。

次にこれから議案第 55 号を採決します。この採決も無記名投票で行います。

出入り口は閉まっておりますのでそのまま続けます。

ただいまの出席人数は 10 名です。

次に立会い人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に 5 番議員、橋村孝彦君、6 番議員、立山裕次君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

配布漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

投票箱は以上なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

**○事務局長（有川寿史君）**

それでは読み上げます。1 番、口木俊二議員、2 番、吉永秀俊議員、3 番、岡田伊一郎議員、4 番、前田修一議員、5 番、橋村孝彦議員、6 番、立山裕次議員、7 番、浪瀬真吾議員、8 番、森敏則議員、9 番、大石俊郎議員、10 番、堀進一郎議員。

**○議長（後城一雄君）**

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

5 番議員、橋村孝彦君、6 番議員、立山裕次君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（後城一雄君）

それでは投票の結果を報告します。投票総数 10 票、有効票数 10 票、賛成 9 票、反対 1 票。以上のとおり賛成が多数です。したがって議案第 55 号、東彼杵町教育委員会委員の任命について（その 2）は同意することに決定いたしました。

以上で出入り口を開きます。

日程第 18 報告第 5 号 専決処分に関する報告について

（事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて）

○議長（後城一雄君）

次に日程第 18、報告第 5 号、専決処分に関する報告について（事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

報告第 5 号でございます。事故の和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。

相手方が東彼杵町彼杵宿郷 329 番地町営住宅の下川住宅 A1-4、内田康代。

事故の概要が、平成 28 年 5 月 3 日午後、町が管理します町営下川住宅、東彼杵町彼杵宿郷 329 番地の相手方が居住する A1-4 において、雨漏りが発生し、相手方所有のテレビが故障したものでございます。

損害賠償額等につきましては、内容につきましては別紙の示談書のとおりでございますけれども、相手方へ賠償金として 9 万 3512 円を支払うことといたしております。今後本件に関しては、一切当事者双方何ら債権責務のないことを確認いたしまして、今後一切の請求を行わないことを誓約をいたしております。

詳細につきましては、建設課長から説明をさせます。慎重に審議の上適正なご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（下野慶計君）

相手方、事故の概要につきましては、ただいま町長から説明があったとおりでございます。賠償額につきましては、同等品の液晶テレビの新規購入に要する費用でございます。また賠償金につきましては、5 月 30 日付けで全国町村会総合賠償補償保険に請求を行っておりまして、現在審査中であります。以上終わります。

○議長（後城一雄君）

以上説明が終わりましたが、報告事項でありますのでこれで報告第5号を終わります。

**日程第19 報告第6号 繰越明許費に関する報告について**  
(平成27年度東彼杵町一般会計)

**○議長（後城一雄君）**

次に日程第19、報告第6号、繰越明許費に関する報告について（平成27年度東彼杵町一般会計）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊悟君）**

報告第6号、繰越明許費に関する報告についてでございます。詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。適正なご承認を賜りますようお願いいたします。

**○議長（後城一雄君）**

町長に代わり財政管財課長。

**○財政管財課長（深草孝俊君）**

代わりまして報告します。平成27年度一般会計繰越明許費につきまして、添付の繰越計算書で報告をさせていただきます。事業といたしましては、全部で15事業でございます。議決をいただいた限度額は合計で2億8166万1000円。実際の繰越額は、2億6173万3000円でございます。総額の財源内訳につきましては、未収入特定財源が国県支出金4620万3000円、地方債1億3440万円合せまして1億8060万3000円、一般財源が8113万円で翌年度に繰り越すべき財源となります。

それぞれの事業につきまして、現在までの進捗率と完了等につきまして報告をいたします。まず地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業につきましては、国の平成27年度補正予算で措置されました所要の対策費であります。総合行政システムの中でマイナンバーと総合行政の切り分け作業後の着手となりますが、全ての地方公共団体が取り組む作業であるため年度いっぱいの作業工程となります。現在までの進捗率は0%、竣工は来年3月末の予定となっております。

通知カード、個人カード関連事務委託料は、今年2月から3月までの個人番号カードの発行完了が現時点の進捗率が30%、9月末完了予定でございます。

それから簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、公共下水道事業に係る水道管布設補償が現在までの進捗率が10%、完了予定は7月末。また、中尾本線改良工事に伴います水道管布設替工事は、現在まで0%、完了予定は9月末完了予定となっております。

水産物供給基盤機能保全事業につきましては、4月末で完了いたしております。

道路橋梁維持・新設改良事業は、現在までの進捗率は25%、12月末完了予定でございます。

木場本線道路改良事業につきましては、交差点設計完了を待っての発注となりますので現時点での工事の進捗率は0%、12月末完成予定でございます。

それから大野原高原線道路改良事業は交差点形状の修正設計で進捗率80%、9月末完成予定でございます。

排水路改修事業は4月末で完了をいたしております。

公共下水道事業特別会計繰出金につきましては、進捗率90%、7月末完成予定でございます。

太ノ浦周辺用水対策事業は、進捗率50%、7月末完成予定でございます。

町道里一ツ石線改良事業は、進捗率 80%、6 月末完成予定でございます。

町道遠目中央線改良事業は、進捗率 60%、9 月末完成予定でございます。

消防ポンプ操法大会 5 分団結団式につきましては、4 月中に終了いたしております。

小学校統廃合事業につきましては、廃校記念誌発行が 6 月末完了予定。ICT 機器移設が 40%の進捗率で夏休み期間中を予定しております。8 月末完了予定でございます。

以上で報告を終わります。

**○議長（後城一雄君）**

以上で説明は終わりましたが、報告事項であります。報告第 6 号を終わります。

**日程第 20 報告第 7 号 繰越明許費に関する報告について**

**（平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計）**

**日程第 21 報告第 8 号 繰越明許費に関する報告について**

**（平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計）**

**○議長（後城一雄君）**

次に日程第 20、報告第 7 号、繰越明許費に関する報告について（平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計）、日程第 21、報告第 8 号、繰越明許費に関する報告について（平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計）。以上 2 件を一括議題とします。本案についてそれぞれ説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊悟君）**

報告第 7 号、これにつきましては、簡易水道事業の繰り越し計算書でございます。詳細につきましては水道課長から説明をさせます。

報告第 8 号、公共下水道事業特別会計。これも繰り越し計算書でございます。詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。適正なご承認をいただきますようお願いいたします。水道課長。

**○議長（後城一雄君）**

町長に代わり水道課長課。

**○水道課長（山口大二郎君）**

それでは報告第 7 号についてご説明を差し上げます。簡易水道特別会計繰越明許についてでございます。繰越明許計算書の方をご覧ください。公共下水道事業に伴って水道管の布設替えを行う繰越明許でございます。2056 万 4000 円を翌年度へ繰り越しております。工事箇所は、下水道関連で千綿宿の水道管の布設替えを実施しております。先ほどの説明のとおり 7 月末の完了予定でございます。

下段の土木費、中尾本線改良工事に伴う中尾本線の水道管布設替えを実施するものでございますが、本体工事の工程に合せまして完了予定を 8 月末ということで計画をしているものでございます。以上で報告 7 号の説明を終わります。

続きまして報告 8 号の計算書の方をご覧ください。こちらは公共下水道の繰越明許全体の 6200 万円を翌年度へ繰り越す内容でございます。現在 4765 万 4000 円に進捗執行契約額が 76.8%となっております。



事業の内容につきましては、下水管の布設工事その4工区、その5工区の2工区を発注しております。伴に完成は7月末を予定しております。それに併せまして先ほどの水道管の工事につきまして、補償契約をしております。こちらも併せまして7月末の完了予定としております。以上で8号の説明を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますのでこれで2件の報告を終わります。  
以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

散 会（午後12時23分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成29年 6月 8日

議 長 後 城 一 雄

署名議員 浪 瀬 真 吾

署名議員 森 敏 則